平成２９年（フ）第２６８２号
大阪市淀川区三津屋北１丁目34番４号
債務者　野田　未央
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２２号
静岡県榛原郡吉田町川尻216番地の１　マグノリアコートＣ－２、旧住所静岡県藤枝市岡部町内谷956番地の５
債務者　望月加奈子
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月28日午後１時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４４号
栃木県宇都宮市西川田１丁目９番５号　コーポサンシャインⅡ102、前住所栃木県宇都宮市東浦町15番22号
債務者　久保　　薫
1　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１９３号
岡山県備前市大内619番地２（市営住宅15～４）
債務者　**花**家　武雄
1　決定年月日時　平成29年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月14日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３１１号
茨城県水戸市千波町460番地２
破産者　有限会社エコライズ
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１３２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津4648番地の４グエル本厚木壱番館101、前住所神奈川県愛甲郡愛川町中津1104番地５
破産者　有限会社羽田商事
1　決定年月日　平成29年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２７９号
さいたま市桜区大字上大久保904番地10
破産者　株式会社ラバグルート
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３５号
千葉県木更津市真舟４丁目18番16号　さくらパレス１―103
破産者　倉持　幸造
1　決定年月日　平成29年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第４３号
埼玉県行田市長野４丁目13番地12
破産者　アイカワーク株式会社
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２０号
千葉県夷隅郡御宿町久保1976番地３
破産者　岡田　啓之
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第５３７号
神奈川県大和市福田1247番地
破産者　合同会社ＧＲＯＷ
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７３６号
静岡市清水区北脇新田307番地
破産者　有限会社浅井塗装工業
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３号
静岡県藤枝市平島150番地
破産者　有限会社櫻興産
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７４号
静岡市駿河区高松２丁目25番18号
破産者　株式会社マチェリ
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２４１号
愛知県海部郡大治町大字西條字大辻100番地の２
破産者　株式会社オーパス・ワン
1　決定年月日　平成29年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６８号
山形県米沢市大字花沢3119番地の11
破産者　株式会社東北成興
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２９年（フ）第７９７号
横浜市都筑区茅ケ崎中央42番13―601号
破産者　有限会社エーアンドエス
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
三重県名張市東町1790番地７
破産者　亀澤　光男
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４３５号
岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６番地427
破産者　加**茂**　秀明
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１号
岡山県高梁市松原町神原97番地
破産者　東　日登美
1　決定年月日　平成29年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部